



祝
100
歳
6
名

今年度の高齢者祝賀事業の対象者は、百寿の方が6名、米寿の方が72名いらっしゃいます。百寿、米寿のお祝いを迎えられましたこと、心よりお喜び申し上げます。

※訪問した方のうち、本人から掲載について了解いただいた方を紹介します。

御代田町高齢者祝賀事業

百寿・米寿の
皆さまを訪問



祝
88
歳
72
名



敬老訪問では、大切な家族のこと、日々の暮らしぶりなどを、短い時間ではありましたが、ご本人やご家族とお話させていただきました。農作業など日常的に身体を動かしたり、地域の活動などに取り組まれていたり、と意欲的に活動しているといった話が多く聞かれました。

歯の健康を大切にしていると、ご長寿の秘訣やパッチワークなどの趣味・生きがいのお話、戦中戦後の激動の時代のお話も伺い、改めて高齢者の皆さまの力強さを感じることが出来ました。

今後も高齢者の皆さまのますますのご健康・ご長寿を心よりお祈りします。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係(3)2512

11月～1月 防災行政無線の放送時刻を変更します

町の防災行政無線放送では、災害時等緊急情報の放送だけでなく、電波受信状況を確認するため、毎日正午の放送(チャイム)と午後5時に放送(夕焼け小焼け)を流しています。

このうち午後5時の放送は電波受信状況の確認など放送設備の保守管理とあわせて、子どもたちの早い時間帯の帰宅を促す目的で放送しています。日没が早まる冬季については、午後5時の定時放送時刻を変更して運用しています。

《変更》 午後5時の放送を午後4時30分に変更します。

《期間》 11月1日(火)～令和5年1月31日(火)

定時の放送がスピーカーから流れなかった場合は、故障の可能性がありますので、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 総務課情報防災係(32)3111

信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度

●信州パーキング・パーミット制度とは

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

●利用証の種類と利用できる駐車場

利用証	車いす使用者優先駐車区画 (既存の車いすマークの駐車区画)	利用証	障がい者等優先駐車区画 (既存の出入口付近の通常区画)
▼車いす使用者		▼車いす使用者以外	

利用証は、申請者の状況に応じて、車いす使用者用の利用証または車いす使用者以外利用証のいずれかを交付します。

利用証は、この制度に賛同する協力施設の専用の案内表示がある駐車区画で利用できます。

車いす使用者が優先利用できる幅広の駐車区画に加え歩行困難な方等のために施設出入口付近の通常幅の駐車区画を確保し、交付する利用証の種類に応じた駐車区画をご利用ください。

●利用証交付申請の受付窓口

利用証の交付申請は、県庁および県保健福祉事務所のほか、市町村窓口でも受け付けます。窓口で申請をする場合は、原則、利用証を即時交付します。(申請内容の確認に時間を要する場合は、後日交付する場合があります。)

障がい者等用駐車場は、さまざまな事情により歩行が困難な方がいつでも駐車できるためのスペースです。歩行困難な方も利用しやすい駐車場にすることで、誰もが気持ちよく外出できる、福祉のまちづくりを推進しましょう。

問い合わせ・郵送による申請先

長野県健康福祉部地域福祉課 地域支援係 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026(232)0053 FAX 026(235)7172 E-mail parking-p@pref.nagano.lg.jp

「信州パーキング・パーミット制度」で検索▶ [信州パーキング・パーミット制度](#) [検索](#)